

社会福祉法人 田原市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

令和2年3月12日

すべての職員が、仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画（第4期）を策定し、取組を継続していきます。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、所定外労働を削減するため、ノー残業デーの実施継続と職場内への周知・意識啓発を図る。

<対策>

- 令和2年4月～ 毎週水曜日のノー残業デーを継続実施するとともに、定時以降の会議や打合わせを控えるなどの環境整備を行う。
- 令和2年4月～ 所定外労働を削減するため、ノー残業デーには、朝礼や終礼での周知を徹底し、職場内の意識啓発を図る。

目標2：計画期間内に、年次有給休暇の取得日数を、正規職員1人あたり平均年間12日以上とする。

<対策>

- 令和2年4月～ 年次有給休暇の計画的取得を目的に、各係において2～3ヶ月単位の計画表等を活用し、有給休暇取得の促進を図る。
- 令和2年4月～ 有給休暇取得状況を適時、係長に報告する。